

山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金交付申請の手引き (令和6年度版)

1 目的

この事業は、山形市及び山形県、山形大学、東北芸術工科大学、山形県すまい・まちづくり公社が連携して供給を進める学生向け賃貸住宅（以下「準学生寮」という。）に入居する収入が低い世帯の学生を支援するため、準学生寮の家賃低廉化（減額）に係る補助金を、山形市の予算の範囲内で交付するものです。

2 補助対象者（申請者）

次の全ての要件を満たす必要があります。

（宗教法人及び暴力団等や暴力団等と不適切な関係にある者は補助対象外）

- (1) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として登録を受けた事業者であること
- (2) 入居者と賃貸借契約を締結する賃貸人であること
- (3) 山形市の市税を滞納していないこと

3 家賃低廉化補助対象となる準学生寮の要件

次の全ての要件を満たす必要があります。

- (1) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅として山形市の登録を受けた住宅

- ・登録基準は、表1（3ページ）のとおりです。
- ・登録方法は、「セーフティネット住宅情報提供システム」ホームページで確認してください。

- (2) 山形市が定める中心市街地エリアに所在するもの

準学生寮は、山形市中心市街地活性化基本計画（令和2年11月策定）に規定する中心市街地活性化対策を必要とする区域内（表2に規定する山形市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地区域図。4ページ）に所在することが必要です。

- (3) 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅としての管理期間が管理開始から10年以内のもの

市長が必要と認める場合は、家賃低廉化に係る補助の総額が480万円に達するまでの期間で20年以内とします。

- (4) 家賃の額が近傍同種の住宅の家賃と均衡を失しない水準以下で定めるもの

準学生寮の家賃は、近隣の同種・同規模の住宅の家賃と同程度以下であることが必要です。
(1)により登録を受けた住宅は、基本的にこの要件を満たすものとなります（表1、3ページ）。

- (5) 家賃低廉化の対象となる入居者の世帯収入が15万8千円を超えないもの

「世帯収入」の算出方法などの詳細は、10～14ページをご確認ください。

(6) 入居者が生活保護法に基づく住宅扶助費又は生活困窮者自立支援法に基づく生活困窮者住居確保給付金を受給していないもの。また、受給する予定のないもの。

(7) 同一世帯について3年を超えて家賃低廉化を行う場合、山形県居住支援協議会が3年毎に行う当該世帯の家賃低廉化の継続必要性の審査を受け認められたもの

山形市が、家賃低廉化に係る申請内容等を山形県居住支援協議会（事務局：山形県県土整備部建築住宅課）に提出し、これを受け、同協議会が家賃低廉化の継続必要性を審査します。

(8) 入居者を公募するもの

公募の方法は、準学生寮を管理する山形県すまい・まちづくり公社のホームページや大学から学生へ文書等を配布するなどにより周知し募集します。

(9) 準学生寮の入居者を、抽選その他公正な方法により選定するもの

- ・入居資格を満たす者が募集戸数を超えた場合、抽選となります。
- ・募集期間後も募集戸数に満たない場合、申込先着順になります。

(10) 入居者が不正な行為によって準学生寮に入居したときは、当該準学生寮に係る賃貸借契約の解除をすることを賃貸の条件とするもの

この内容は、山形県すまい・まちづくり公社が作成している賃貸借契約書にあらかじめ記載されており、この契約書により契約していただくことになります。

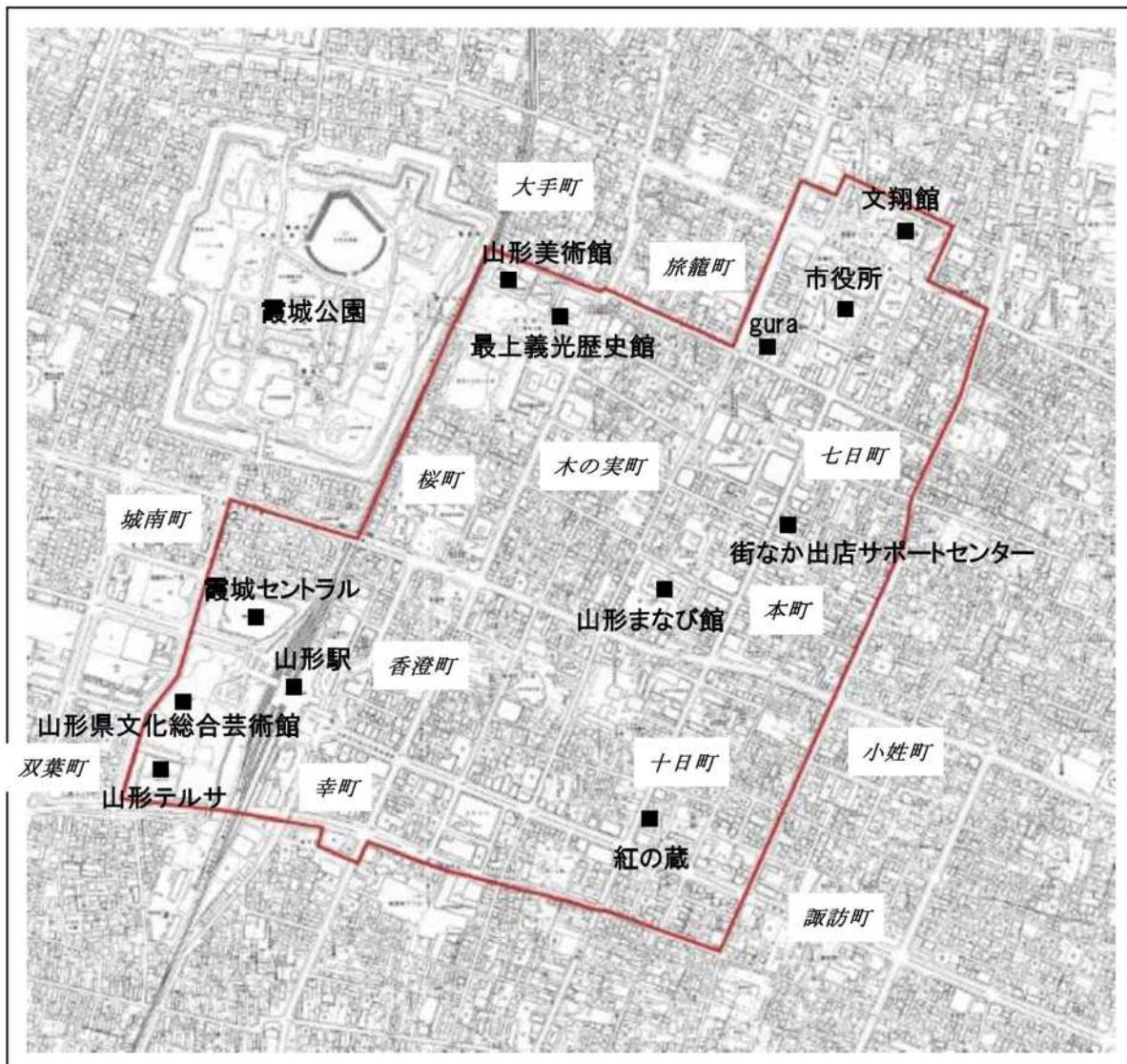
(11) 賃貸人等は、次にあげる場合を除き、賃借人から権利金、謝礼金等の金品を受領し、その他、賃借人の不当な負担となることを賃貸の条件としないもの

- ・毎月、その月までの家賃（家賃低廉化補助適用者は入居者負担額）を受領する場合
- ・家賃の3月分を超えない額の敷金を受領する場合

表1:登録基準

登録基準の項目	共同居住型賃貸住宅(シェアハウス)の場合	共同居住型賃貸住宅 (シェアハウス)以外の場合
規模	<ul style="list-style-type: none"> ・準学生寮の総床面積（単位：平方メートル）が次の式によって計算した数値以上であること。 <u>15A+10</u>（ただし、A≥2） (Aはシェアハウスの入居者の定員総数) ・各専用部分（個室）の入居者の定員を1人とするものであること。 ・各専用部分（個室）の床面積（収納設備が備えられている場合にあっては、当該収納設備の床面積を含み、その他の設備が備えられている場合にあっては、当該設備の床面積を除く。）が9平方メートル以上であること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各戸の床面積が25平方メートル以上であること。 ・ただし、共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、18平方メートル以上であること。
構造 及び設備	<ul style="list-style-type: none"> ・共用部分に居間、食堂、台所、トイレ、洗面設備、浴室又はシャワー室、洗濯室又は洗濯場が備えられていること。 ・ただし、各専用部分（個室）に、いずれかの設備等が備えられている場合にあっては、共用部分に当該設備等を備えることを要しない。 ・トイレ、洗面設備及び浴室若しくはシャワー室は、入居者5人に1箇所以上設置すること又はこれと同等以上の機能が確保されていること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各戸が台所、トイレ、収納設備及び浴室又はシャワー室を備えたものであること。 ・ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室若しくはシャワー室を備えることにより、各戸に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各戸に当該設備を備えたものであることを要しない。
	<ul style="list-style-type: none"> ・消防法や建築基準法などの法令等の規定に違反しないものであること。 ・耐震性を有していること。（昭和56年6月以降に着工した建物や耐震診断により耐震性が確認されている建物、耐震改修により耐震性が確保された建物等） 	
入居を受け入れることとする 要配慮者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の者について不当に差別的なものでないこと。 ・入居することができる者が著しく少数となるものでないこと。 ・その他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであること。 ・入居者等の世帯収入が38万7千円以下のもの ・40歳未満の学生単身世帯（準学生寮の場合） 	
賃貸の条件	入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃（近隣の同程度の住宅の家賃）の額と均衡を失しないよう定められるものであること。（同額程度以下であること。）	

表2:山形市中心市街地活性化基本計画で定める中心市街地区域図



中心市街地エリアの対象となる地域は
大手町(一部)、旅籠町(一部)、七日町(一部)、本町、木の実町、桜町、城南町(一部)、
香澄町、十日町(一部)、双葉町(一部)、幸町(一部)です。

4 家賃低廉化に係る補助金の額

家賃低廉化に係る補助金の額 = (契約家賃 - 入居者負担額) × 管理月数

上記で計算した家賃低廉化補助の対象となる個室ごとの補助金額の合計額

(1) 契約家賃

契約家賃は、賃貸人等と入居者の間で契約した家賃の月額です。
共益費や光熱水費などの家賃以外の費用は含みません。

(2) 入居者負担額

入居者負担額は、山形市が申請に基づき、入居者が低額所得者（世帯収入 15万8千円以下）世帯と認められる場合に認定する額です。

次のいずれか高い方の額が入居者負担額（賃貸人等が入居者から受け取る金額）になります。ただし、算出額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げた額（月額）とします。

- | |
|----------------|
| ① 契約家賃 × (1/2) |
| ② 契約家賃 - 4万円 |

(3) 管理月数

管理月数は、準学生寮の入居契約による入居可能日（家賃徴収の始期となる日をいう。）が月の初日であるときはその月から、月の初日以外の日であるときは翌月から年度末までの期間とします。

当該年度の途中で入居者が退去した場合は、その日が月の初日であるときはその月の前月まで、その日が月の初日以外の日であるときはその日の属する月までとします。

(4) その他

- ①補助金の交付申請は、上半期（4～9月）と下半期（10～3月）の2回に分け、個々の準学生寮ごとに申請書を作成し、申請していただくことになります。（次ページ以降を参照）
- ②1件の補助金交付申請に係る補助金総額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額が補助金交付額となります。

5 交付申請書の提出及び補助金交付までの流れ

事務手続きの流れ(15ページ)をあわせてご確認ください

(1) 入居者負担額の認定

補助金の交付を受けるためには、最初に、賃貸人等が、家賃低廉化を希望する入居者から、次の②の書類を受け取り、次の①の書類とともに山形市に提出し、山形市から入居者負担額の認定（次の③）を受けていただくことが必要です。

① 入居者負担額認定申請書（兼）同意書

賃貸人等は、入居者から次の②の家賃低廉化措置適用申請書等の提出を受けた準学生寮ごとに作成してください。（別記様式第2号。22ページ）

【提出期限】

新たに入居する者： 賃貸借契約締結後速やかに（概ね7日以内）

入居中の者： 4月1日まで

※ 提出期限以降に提出された申請に係る補助適用開始時期は、提出日の翌月以降になる場合があります。

② 家賃低廉化措置適用申請書（兼）同意書 及び収入の算定のため必要となる書類

準学生寮の入居者のうち家賃低廉化措置の適用を希望する方が、賃貸人等を経由して市長に提出する書類です。（別記様式第1号。20ページ）

【入居者が賃貸人に申請書等を提出する期限】

新たに入居する者： 賃貸借契約締結後速やかに（概ね3日以内）

入居中の者： 賃貸人等が①の申請の準備をすることを勘案し提出日を決め、入居者に周知してください。

■入居者から、次に掲げる書類を申請書と併せて提出を受けてください。

(ア) 入居者等の収入を証明する書類

申請時期に応じて、次の(a)又は(b)の書類を提出していただくよう入居者にご案内ください。

(a) 申請年度の所得証明書が発行できる時期の場合（6月～12月）

申請年度（前年分）の所得証明書（所得の内訳と扶養控除の記載があるもの。以下同じ）

(b) 申請年度の所得証明書が発行できない時期の場合（1月～5月）

申請年度の前年度（前々年分）の所得証明書及び申請年度の前年分の給与所得源泉徴収票又は申請年度の前年の確定申告書の写し（申告済のもの）。

この場合においては、7月10日までに申請年度（前年分）の所得証明書を提出してください。

(イ) 入居者等が、障がい者、寡婦、ひとり親に該当する場合に提出する書類

(ア)の所得証明書等により確認できるときは、提出不要。

・障がい者又は特別障がい者控除に該当する場合： 障がい者手帳の写し等

・寡婦又はひとり親控除に該当する場合： 戸籍個人事項証明書等

(ウ) 入居者等世帯全員の住民票（世帯主との続柄が確認できるもの）

準学生寮に住民登録をしている入居者の住民票は不要です。

- (工) 入居者の健康保険証の写し
(才) (ア)から(工)までの書類で入居者の扶養関係が確認できない場合は、当該扶養関係が確認できる書類の写し（状況に応じて判断させていただきますので、ご相談ください）

上記の書類は、入居者の世帯収入の算定のため必要な書類です。

入居する学生が親族等から扶養を受けている場合は、入居者並びに扶養者、扶養者と同居する者及び扶養者の所得税法による扶養親族を同一世帯とみなして算定しますので、(ア)(イ)(ウ)の書類は該当する親族等全員のものが必要です。

ただし、(ア)の収入を証明する書類については、中学生以下は不要です。

なお、親族等から扶養を受けず、自らの収入で生活している方の書類は、上記と異なるため、別途ご相談ください。

③ 入居者負担額の認定

山形市は、①の入居者負担額認定申請があったときは、入居者ごとに入居者負担額を認定し、賃貸人等に通知するとともに、賃貸人等を経由して入居者に入居者負担額を通知します。

賃貸人等は、山形市から通知された入居者宛ての通知書を入居者に交付し、毎月、入居者負担額を入居者から受領するようにしてください。

④ 入居者負担額の認定取消

③の入居者負担額の認定を受けた入居者について、認定後に補助適用要件に該当しないと判明したときは、入居者負担額の認定がなかったものとします。この場合において、山形市は、その旨を賃貸人等及び当該入居者に通知し、賃貸人等及び当該入居者は、③の通知書を市長に返還しなければなりません。

(2) 補助金の交付申請

(1)③で入居者負担額認定を受けた賃貸人等は、次の①の書類により、上半期及び下半期の2回に分けて、家賃等低廉化に係る補助金交付申請を行うことになります。

① 家賃等低廉化事業費補助金交付申請書

(1)③の入居者負担額認定通知を受けた準学生寮ごとに、申請書（別記様式第5号。23ページ）を作成し、次の書類とともに提出期限まで提出してください。

【提出期限】

上半期（4月から9月まで）の補助金： 8月31日
下半期（10月から翌年3月まで）の補助金： 1月31日

- (ア) 交付申請額の算出方法（別記様式第6号。24ページ）
(イ) 賃貸借契約書の写し
(ウ) 山形市準学生寮家賃入居者負担額認定通知書の写し

(3) 交付決定

交付申請の内容を審査し、適當と認められるものについて補助金の交付を決定し、申請者に通知します。交付申請書及び添付書類に不備がある場合は、差替の必要が生じるほか、疑問点について追加の資料提出や聞き取りを依頼する場合があります。

(4) 交付申請内容の変更

補助金の交付の決定を受けた賃貸人等は、次のような事由により、補助金の額に変更が生じる場合は、山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金変更交付申請書（別記様式第8号。25ページ）を山形市まちづくり政策部管理住宅課に速やかに提出してください。

- ア 新たな入居又は退去が発生した場合
- イ 入居者が⑤及び⑥の要件に適合しなくなった場合
- ウ 契約家賃を変更した場合
- エ 入居者が不正な行為によって家賃の低廉化の適用を受けていることが明らかになった場合

変更交付申請書には、次に掲げる書類を添付してください。

- ① 交付申請額の算出方法（別記様式第6号。24ページ）
- ② 契約家賃を変更した場合は、変更後の家賃を確認できる書類の写し
(契約家賃変更後の賃貸借契約書等の写し。なお、契約家賃を変更する場合は④に留意し、③(1)の登録の変更が必要です。)
- ③ 対象入居者が退去した場合は、退去届等退去したことが確認できる書類の写し
- ④ 入居者が不正な行為により入居した場合は、不正の内容が確認できる書類
- ⑤ 新たな入居者がいる場合は、山形市準学生寮家賃入居者負担額認定通知書及び賃貸借契約書の写し
- ⑥ その他、必要に応じて追加して書類の提出を求める場合があります。

※ 補助金の額を変更する必要が生じたにもかかわらず、⑤の実績報告書の提出期限より前に変更交付申請書が提出されない場合は、補助金を増額できませんので、ご注意ください。

(5) 実績報告書の提出

補助金の交付決定を受けた方は、次の期日までに山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金実績報告書（別記様式第10号。26ページ）に次の書類を添えて、山形市まちづくり政策部管理住宅課に提出してください。

- ア 上半期分 10月15日まで
- イ 下半期分 3月31日まで

実績報告書には、次に掲げる書類を添付してください。

- ウ 家賃低廉化実績明細書（別記様式第11号。27ページ）
- エ 入居者からの家賃として徴収した金額が、家賃低廉化後の金額であることが確認できる書類

(6) 補助金額の確定

実績報告の内容について、補助対象となる入居者等の範囲や金額などについて審査し、最終的な補助金の交付額を確定させ、申請者に通知します。

入居者に異動等があったにもかかわらず(4)の変更交付申請がないまま実績報告書の提出期限を迎えた場合は、補助金額の増額はできません。また、異動の内容によっては、補助金額が減額され、補助金の交付を取り消す場合があります。

上記にかかわらず、国からの補助金交付申請手続のため、毎年2月頃に別途資料を求めることがありますのでご協力お願いします。

(7) 補助金の支払い

(6)で補助金額の確定通知を受けた場合は、当該通知に添付する請求書様式により速やかに山形市まちづくり政策部管理住宅課に提出してください。銀行等への口座振込により支払います。原則として、振込先口座は、交付申請者名義のものに限ります。

請求書の提出については、入居者からの家賃の徴収等、準学生寮の管理について交付決定者との契約において別の者が行う場合は、その者に対して交付決定者が請求を委任することにより当該者が行うことができます。この場合、(5)の提出の際、請求・受領に関する権限の委任状を提出してもらう必要があります。

6 報告及び是正のための措置

補助金の使途等について必要があると認めたときは、検査を行い、または交付決定者に対し報告を求めることができます。

調査または報告により補助金に関し不適切な処理があると認めるときは、期日を指定して是正のための措置を命ずることになります。

7 書類の保管

補助金の交付を受けた場合、補助金の交付の対象となる事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え、補助金の交付を受けた年度の終了後10年間保管してください。

なお、この補助金は国の会計実施検査の対象となる場合があります。

その際は、補助金の交付を受けた方も検査対象になることがあることをご留意ください。

別紙 世帯収入について

1 賃貸人等が確認する必要について

入居希望者から所得証明書等を提出してもらい、公営住宅法施行令で定められている算定方法によって、賃貸人等が世帯収入を確認する必要があります。

2 世帯収入の求め方

世帯収入とは、年間総所得金額から扶養控除等の額を控除した額を12か月で割った額（月平均額）です。

ア 次の要領で世帯収入を計算してください。

■世帯収入の計算方法

$$(A - B) \div 12\text{か月} = \text{世帯収入}$$

A：年間総所得金額（または年間合計総所得金額）

B：控除合計金額

世帯収入が15万8千円以下であれば、家賃低廉化の資格があるものとなります。

A 計算方法のAの「年間総所得金額（または年間合計総所得金額）」は、世帯員個々に12ページの表（●）の要領で年間総収入金額（税込み金額）から年間総所得金額を計算した額を合算した金額です。事業所得など給与又は年金以外の所得は、そのままの金額が年間総所得金額（ただし、0円以下の場合は0円とします。）です。

なお、就職してから1年に満たない場合は、11ページの（イ）をご確認ください。

基本的には12ページの表（●）の要領で年間総所得金額を計算しますが、下記の書類により簡易な方法で年間総所得金額を確認することができます。

- ・源泉徴収票では「給与所得控除後の金額」、
- ・確定申告書では「所得金額の合計金額」、
- ・市町村長が発行する所得証明書の「所得金額の合計」

B 計算方法のBの「控除合計金額」は、

13ページの表（◆）の要領で計算してください。

イ 就職してから1年に満たない場合等の年間総収入金額は、次の要領で計算してください。

前年1月以降に就職または開業された方は、その翌月からの1年分が対象となります。

そのため、就職または開業から1年に満たない場合は、その実績をもとに次の計算式で年間総収入金額を推定額として算出してください。

■就職または開業から1年未満の世帯の計算方法

「収入（就職した翌月から申込月の前月）」÷「働いた月数（就職した翌月から申込月の前月まで）×12か月 + 夏季・冬季等のボーナス支給（推定額）= 年間総収入金額（推定）

※ この場合、給与支払者が作成した給与明細書を基に計算しますので、
必要書類を提出してください。

●給与所得の方

年間総収入（税込）金額	年間総所得金額または計算式	=年間総所得金額（A）
551,000円未満	0円	
551,000円～1,619,000円未満	年間総収入金額－550,000円	
1,619,000円～1,620,000円未満	1,069,000円	
1,620,000円～1,622,000円未満	1,070,000円	
1,622,000円～1,624,000円未満	1,072,000円	
1,624,000円～1,628,000円未満	1,074,000円	
1,628,000円～1,800,000円未満	まず、つぎのとおり端数整理します。 (ア) 収入金額÷4,000で算出した答の少数点以下を切り捨てる。 (イ) 上の(ア)で算出した額に4,000を掛ける。次に(イ)で算出した金額を右の(ウ)にあてはめてください。	(ウ) × 0.6+100,000 (ウ) × 0.7－ 80,000円 (ウ) × 0.8－ 440,000円
1,800,000円～3,600,000円未満		
3,600,000円～6,600,000円未満		
6,600,000円～8,500,000円未満	年間総収入金額×0.9－1,100,000円	
8,500,000円以上	年間総収入金額－1,950,000円	

●年金所得の方

年齢	年間総収入（税込）金額*	年間総所得金額または計算式	=年間総所得金額（A）
65歳以上	1,100,000円以下	0円	注) 所得のある方が2人以上の世帯は、それぞれ左の表にて所得金額を計算します。 その後、合算して世帯分の合計を出してください。
	1,100,001円～3,300,000円未満	年間総収入金額－1,100,000円	
	3,300,000円～4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75－275,000円	
	4,100,000円～7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85－685,000円	
	7,700,000円～10,000,000円未満	年間総収入金額×0.95－1,455,000円	
	10,000,000円以上	年間総収入金額－1,955,000円	
65歳未満	600,000円以下	0円	注) 所得のある方が2人以上の世帯は、それぞれ左の表にて所得金額を計算します。 その後、合算して世帯分の合計を出してください。
	600,001円～1,300,000円未満	年間総収入金額－600,000円	
	1,300,000円～4,100,000円未満	年間総収入金額×0.75－275,000円	
	4,100,000円～7,700,000円未満	年間総収入金額×0.85－685,000円	
	7,700,000円～10,000,000円未満	年間総収入金額×0.95－1,455,000円	
	10,000,000円以上	年間総収入金額－1,955,000円	

*年金所得の年間総収入（税込）金額が確認できる書類

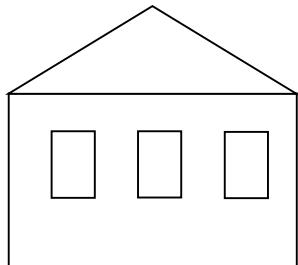
- ・年金額改定通知書の「合計年金額（年額）」
- ・年金振込通知書の「年金支払額」
- ・源泉徴収票の「支払金額」

◆控除合計額の計算について

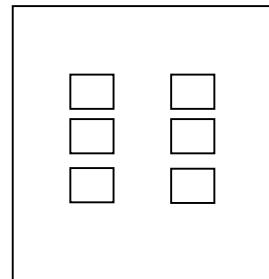
区分	区分の概要	控除合計金額の計算式	= 控除合計額 (B)
同居者・別居扶養親族控除 ※ 親族等から扶養を受けてい る学生の場合は、当該親族 世帯と同一世帯とみな取り 扱います。	同居親族又は 所得税法上の扶養親族	380,000 円× () 人	
基礎控除	給与所得又は公的年金 等に係る雑所得を有す る者一人につき 10 万円 の控除(給与所得等の金 額の合計額が 10 万円未満 の場合は当該額合計額)	給与所得等がある方毎 に計算した基礎控除の 合計金額	
特別 控除 対象 者	老人控除対象配偶 者控除 老人扶養控除	70 歳以上の税法上の扶 養親族・控除対象配偶者	100,000 円× () 人
	特定扶養親族控除	16 歳以上 23 歳未満の税 法上の扶養親族	250,000 円× () 人
	寡婦控除	所得が 500 万円以下で、 死別・離婚後、婚姻をし ていない者かつ扶養親 族がいる者 ただし事実婚の状態に ある者は除く	270,000 円× () 人 (その者の所得金額が 27 万円未満のときはその 額)
	ひとり親控除	所得が 500 万円以下で、 未婚又は配偶者の生死 が明らかでない者かつ 生計を同じくする子が いる者 ただし事実婚の状態に ある者は除く	350,000 円× () 人 (その者の所得金額が 35 万円未満のときはその 額)
	特別障がい者控除	入居者を扶養する親族 及び同居者・別居扶養親 族の該当者で、税法上の 特別障がい者に該当す る者 (身障者手帳 1・2 級など)	400,000 円× () 人
	障がい者控除	入居者を扶養する親族 及び同居者・別居扶養親 族の該当者で、税法上の 障がい者に該当する者 (身障者手帳 3~6 級な ど)	270,000 円× () 人

(4) (参考) 親族等の被扶養者である学生などの所得及び控除の対象について

学生本人が準学生寮に居住し、親族等の扶養等（親族の税、健康保険の被扶養者等）を受けている場合の例



実家



準学生寮

- ① 父（50歳・給与所得者・世帯主・扶養者）
- ② 母（50歳・給与所得者）
- ③ 子B（17歳・高校生・無収入・被扶養者）

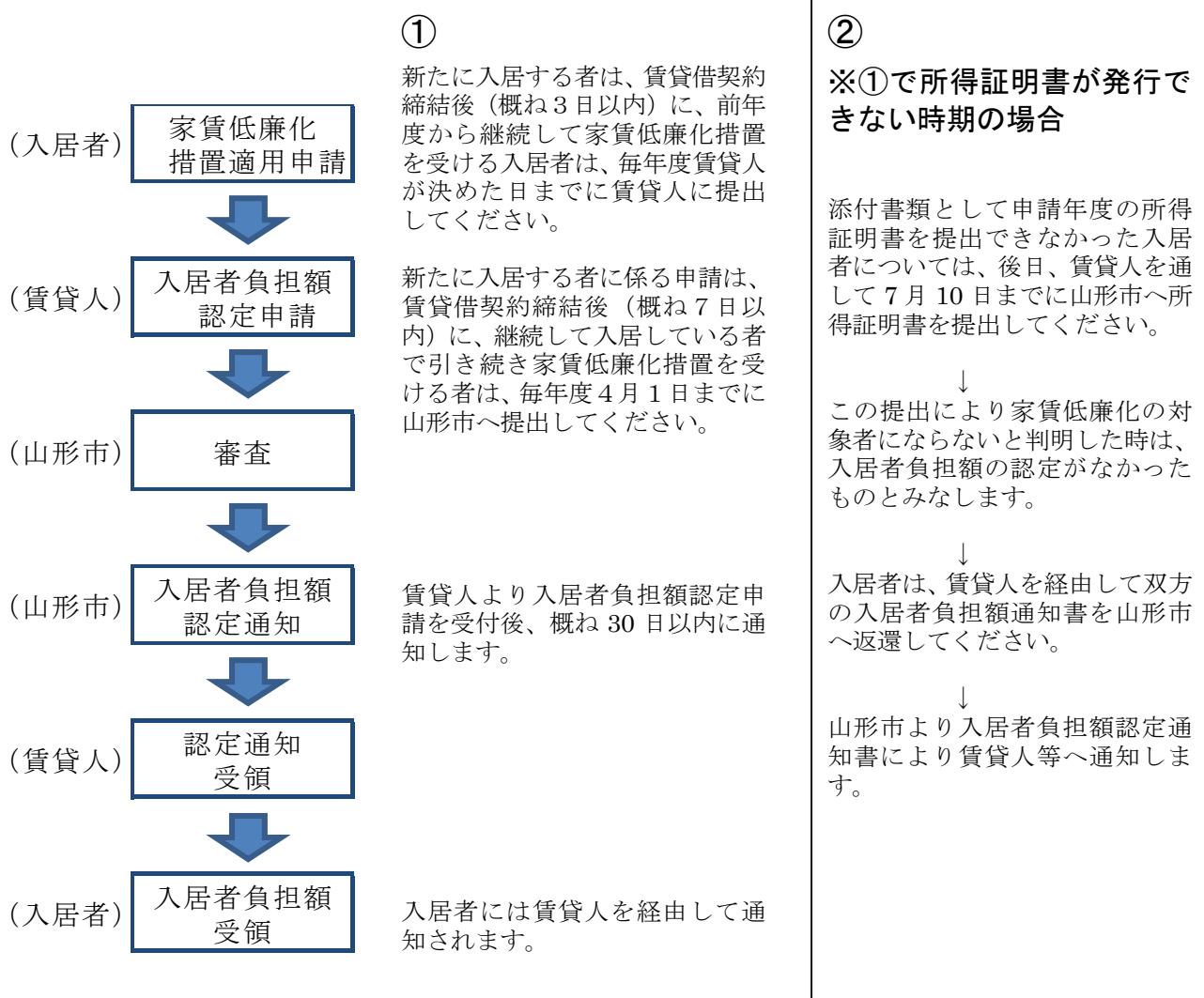
- ④ 子A（19歳・大学生・被扶養者）

	所得の合計対象	同居者・同一生計 配偶者控除の対象	別居の扶養親 族控除の対象	特定扶養親族控 除の対象
①父を「本人」と みなして計算	①・② (③・ ④)	②・③	④	③・④

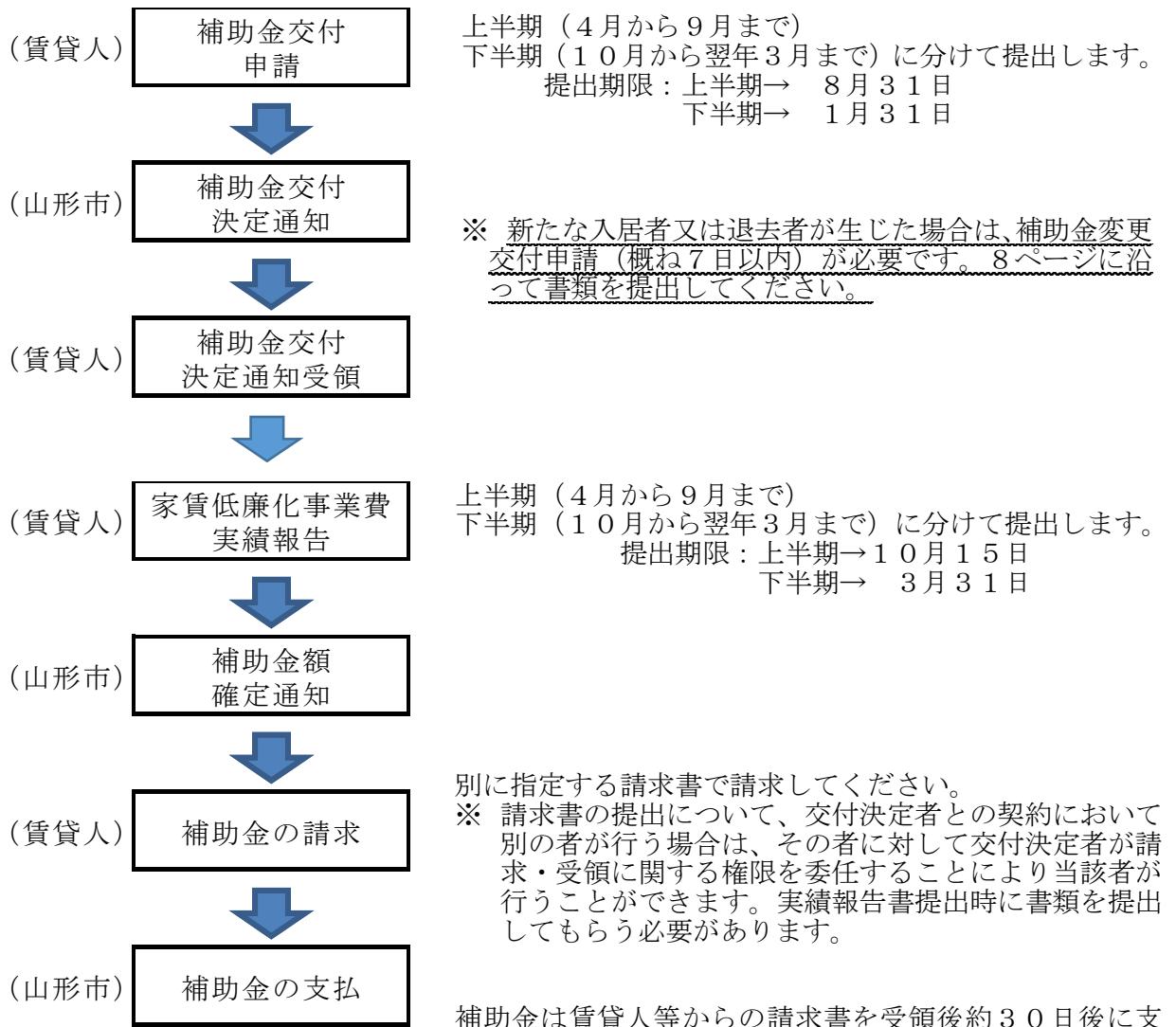
【注意】 今後、国の制度の見直しにともない、世帯収入額の区分、控除の内容等が変更になる場合があります。

別紙 事務手続の流れ

ア 入居者負担額申請の手続



イ 補助金交付申請の手続（上半期と下半期に分けて手續が必要です。）



※入居者に異動があったにもかかわらず変更交付申請がないまま実績報告書の提出期限を迎えた場合は、補助金額の増額はできません。異動の内容によっては、補助金額が減額される場合がありますのでご注意ください。

様式記載例： 入居者が親族等の扶養を受けている場合

別記様式第1号（第6条関係）

（表）

年　月　日

山形市準学生寮家賃低廉化措置適用申請書（兼）同意書

（宛先） 山形市長

（賃貸人等経由）

山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金に係る家賃低廉化措置を受けたいので、山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、申請の審査のため山形市が申請者（入居者）の山形市の住民票の記載事項を確認することに同意します。

記

準学生寮の名称	〇〇〇	部屋番号	〇〇〇
住 所	山形市〇〇〇		
フリガナ	ヤマガタ ベニコ		
申請者氏名	山形 べに子 印		
生年月日	平成〇年〇月〇日生	電話番号	〇〇〇
総所得額	令和〇年分 4,410,000 円	入居年月日	令和〇年 ○月 ○日
補助金受領年数	〇年 〇月		

（注） 総所得額は同様式第1号の（裏）合計所得金額と一致させること。

総所得額は、裏面にある
合計所得金額（A）と一致します

次ページの「様式1号の算定参考シート」を使用して計算できます

(裏)

収入及び同居親族等に関する事項

続柄	氏名	生年月日	年齢	職業	所得金額(円)	控除対象人員 (該当するものに○)							
						同居親族・別居扶養親族	基礎控除	老人扶養親族	特定扶養親族	寡婦	ひとり親	障がい者	特別障がい者
申請者 又は申請者を 扶養する親族	(父) 山形太郎	昭和〇年〇月〇日	49	会社員	4,000,000		○						
同居 親族 等	本人 べに子	平成〇年〇月〇日	20	学生	0	同居 別居				○			
	母 べに美	昭和〇年〇月〇日	47	無職	0	同居 別居							○
	弟 べに太	平成〇年〇月〇日	16	高校生	0	同居 別居				○			
	祖母 べにゑ	昭和〇年〇月〇日	72	無職	410,000	同居 別居	○	○					
						同居 別居							
合計所得金額(A) 4,410,000						上記の合計(B) 2,720,000							
世帯の月収額	(A) - (B)			1,690,000 円 ÷ 12 = 140,833 円			158,000円以下が 家賃低廉化補助要件となります						
	その他(年の途中で就職又は退職した場合、該当者氏名とその日付を記入してください。)												

関係書類

1 入居者等の収入を証明する書類

次のアからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める入居者等世帯全員の申請年度の前年の所得金額を証明する書類。ただし、ウ及びエに掲げる書類は、所得証明書等により確認できるときは、省略することができる。

ア 申請年度の所得証明書が発行できる時期の場合 申請年度の所得証明書(所得の内訳と扶養控除の記載があるもの。以下同じ。)

イ 申請年度の所得証明書が発行できない時期の場合 申請年度の前年度の所得証明書及び申請年度の前年の給与所得源泉徴収票又は申請年度の前年の確定申告書の写し(申告済のもの)。この場合において、申請年度の所得証明書が発行できる時期以降は、速やかに当該申請年度の所得証明書を提出しなければならない。

ウ 障がい者又は特別障がい者控除に該当する場合 障がい者手帳の写し等

エ 寡婦又はひとり親控除に該当する場合 戸籍個人事項証明書等

2 入居者等世帯全員(準学生寮に住民登録をしている入居者のものを除く。)の住民票(世帯員との続柄が確認できるもの)

3 入居者に係る健康保険証の写し

4 前3項に掲げる書類により入居者の扶養関係が確認できない場合は、当該扶養関係が確認できる書類の写し

(注) 申請内容、提出された関係書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、家賃低廉化措置の適用を取り消すことがある。

様式第1号の算定参考シート

申請書と同様に、申請者又は申請者を扶養する親族を一番上に記入してください。

本人 及び 同居 親族等	氏名	続柄	控除の種類										所得金額
			ア. 同居 親族	イ. 別居 親族	ウ. 基礎 控除	エ. 老人 控除	オ. 老人 扶養	カ. 特定 扶養	キ. 寡婦	ク. ひとり 親	ケ. 障がい 者	コ. 特別 障がい 者	
● 山形 太郎	父	父	/	/	ウ	/	/	/	無	無	無	無	4,000,000 円
べに子	本人	本人	無	イ	無	無	無	力	無	無	無	無	0 円
べに美	母	母	ア	無	無	無	無	無	無	無	無	コ	0 円
べに太	弟	弟	ア	無	無	無	無	力	無	無	無	無	0 円
べにゑ	祖母	祖母	ア	無	ウ	無	才	無	無	無	無	無	410,000 円
計 (A)													4,410,000 円

控除 の対象	該当するものに人数を記入			それぞれの合計額
	ア 同居親族控除 (同居する親族で本人(生計中心者)を除く)	3	人 × 38 万円	1,140,000
	イ 同居者以外扶養親族控除 (同居しないが税法上の扶養親族)	1	人 × 38 万円	380,000
	ウ 基礎控除 <small>(給与所得又は公的年金等に係る雑所得を有する者一人につき10万円の控除。 給与所得等の金額の合計額が10万円未満の場合は当該額合計額)</small>			200,000
	エ 老人控除対象配偶者控除 (控除対象配偶者で70歳以上の方)		人 × 10 万円	0
	オ 老人扶養親族控除 (税法上の扶養親族で70歳以上の方)	1	人 × 10 万円	100,000
	カ 特定扶養親族控除 <small>(配偶者を除く税法上の扶養親族で16歳以上23歳未満の方)</small>	2	人 × 25 万円	500,000
	キ 寡婦控除 (下記のクに該当しない方。 <small>所得が500万円以下で、死別・離婚後、婚姻をしていない方 かつ扶養親族がいる方。事実婚状態の方は除く</small>)		人 × 27 万円	0
	ク ひとり親控除 <small>(所得が500万円以下で、未婚又は配偶者の生死が明らかでない方 かつ生計を同じくする子がいる方。事実婚状態の方は除く)</small>		人 × 35 万円	0
	ケ 障がい者控除 (身障者手帳3~6級の方など)		人 × 27 万円	0
	コ 特別障がい者控除 (身障者手帳1~2級の方など)	1	人 × 40 万円	400,000
控除額合計			(B)	2,720,000 円
世帯の月収額 = { (A)-(B) } ÷ 12 =				140,833 円

所得欄には、申請年度の「所得証明書」の「所得金額」を記入します。

ただし、申請年度の所得証明書が発行できない時期（1～5月）の場合は…

下記を参考にして金額を記入してください。

・給与所得者の場合

◀源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」

◀住民税額決定通知書の「総所得金額」

◀確定申告書の「所得金額」

・年金受給者の場合

年金額改定通知書の「合計年金額（年額）」…収入→所得へ計算必要

年金振込通知書の「年金支払額」…収入→所得へ計算必要

源泉徴収票の「支払金額」…収入→所得へ計算必要

◀住民税額決定通知書の「総所得金額」

◀確定申告書の「所得金額」

・事業所得者

住民税額決定通知書の「総所得金額」

(自営業等) の場合

確定申告書の「所得金額」

【注意事項】 0円以下の場合は0円と記入します。

年　月　日

山形市準学生寮家賃低廉化措置適用申請書（兼）同意書

(宛先) 山形市長

(賃貸人等経由)

山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金に係る家賃低廉化措置を受けたいので、山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定により、次のとおり申請します。なお、申請の審査のため山形市が申請者（入居者）の山形市の住民票の記載事項を確認することに同意します。

記

準学生寮の名称		部屋番号	
住 所			
フリガナ			
申請者氏名			
生年月日	年　月　日生	電話番号	
総所得額	年分　　円	入居年月日	年　月　日
補助金受領年数	年　月		

(注) 総所得額は同様式第1号の（裏）合計所得金額と一致させること。

(裏)
収入及び同居親族等に関する事項

続柄		氏名	生年月日	年齢	職業	所得金額 (円)	控除対象人員 (該当するものに○)						
							同居親族・別居扶養親族	基礎控除	老人扶養親族	特定扶養親族	寡婦	ひとり親	障がい者
申請者 又は申請者を扶養する親族							<input type="checkbox"/>						
同居親族等							同居 別居						
							同居 別居						
							同居 別居						
							同居 別居						
							同居 別居						
合計所得金額 (A)							上記の合計 (B)						
世帯の月収額			(A) - (B)				円 ÷ 12 = 円						
	その他 (年の途中で就職又は退職した場合、該当者氏名とその日付を記入してください。)												

関係書類

1 入居者等の収入を証明する書類

次のアからエまでに掲げる区分に応じ、それぞれアからエまでに定める入居者等世帯全員の申請年度の前年の所得金額を証明する書類。ただし、ウ及びエに掲げる書類は、所得証明書等により確認できるときは、省略することができる。

ア 申請年度の所得証明書が発行できる時期の場合 申請年度の所得証明書(所得の内訳と扶養控除の記載があるもの。以下同じ。)

イ 申請年度の所得証明書が発行できない時期の場合 申請年度の前年度の所得証明書及び申請年度の前年の給与所得源泉徴収票

又は申請年度の前年の確定申告書の写し(申告済のもの)。この場合において、申請年度の所得証明書が発行できる時期以降は、速やかに当該申請年度の所得証明書を提出しなければならない。

ウ 障がい者又は特別障がい者控除に該当する場合 障がい者手帳の写し等

エ 寡婦又はひとり親控除に該当する場合 戸籍個人事項証明書等

2 入居者等世帯全員(準学生寮に住民登録をしている入居者のものを除く。)の住民票(世帯員との続柄が確認できるもの)

3 入居者に係る健康保険証の写し

4 前3項に掲げる書類により入居者の扶養関係が確認できない場合は、当該扶養関係が確認できる書類の写し

(注) 申請内容、提出された関係書類の内容が事実と異なることが判明した場合は、家賃低廉化措置の適用を取り消すことがある。

様式第2号（第6条関係）

年　月　日

山形市準学生寮家賃入居者負担額認定申請書（兼）同意書

（宛先） 山形市長

賃貸人等 住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名又は名称

電話番号

準学生寮の入居者負担額の認定を受けたいので、山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり申請します。なお、申請に当たり、申請者（賃貸人等）の山形市の市税に係る納付状況について、山形市が調査及び確認することに同意します。

準学生寮の名称		
準学生寮の所在地		
部屋番号	入居者氏名	契約家賃

（添付書類） 入居者から提出された家賃低廉化措置適用申請書類一式

様式第5号（第8条関係）

年　月　日

山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金交付申請書

(宛先) 山形市長

(申請者) 住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名又は名称

電話番号

山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金（上半期・下半期）の交付を受けたいので、関係書類を添付して申請します。

記

1 準学生寮の名称

準学生寮の所在地

管理期間　　年　　月　　日から　　年　　月　　日まで

2 交付申請額　　円

3 交付申請額の算出方法　別記様式第6号のとおり

4 事業完了年月日　　年　　月　　日

(添付書類)

入居者負担額認定通知書の写し及び賃貸借契約書の写し

様式第6号（第8条、第11条関係）

交付申請額の算出方法

賃貸人等氏名			準学生寮の 名称		
部屋 番号	入居者氏名	契 約 家賃額(円) A	入居者 負担額(円) B	補助対象月数 C	補助対象金額 (円) $D = (A - B) \times C$
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
E : 交付申請額 (補助対象金額 (D) の合計で千円未満を切り捨てた額)					

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金変更交付申請書

(宛先) 山形市長

(申請者) 住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名又は名称

電話番号

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた山形市準学生寮家賃
低廉化事業費補助金（上半期・下半期）について、次のとおり変更の承認を受けたいので申請
します。

記

1 準学生寮の名称

準学生寮の所在地

2 交付申請額 円

交付決定額 円

変更増減額 円

3 変更理由

4 変更交付申請額の算出方法

区分	変更前	変更後
交付申請額の算出方法	別紙1のとおり	別紙2のとおり
交付申請額	円	円
変更増減額	円	

(添付書類)

- (1) 交付申請額の算出方法（別記様式第6号）
- (2) 契約家賃を変更した場合は、変更後の家賃を確認できる書類の写し
- (3) 対象入居者が退去した場合は、退居届等退居したことが確認できる書類の写し
- (4) 入居者が不正な行為により入居した場合は、不正の内容が確認できる書類
- (5) 新たな入居者がいる場合は、山形市準学生寮家賃入居者負担額認定通知書及び賃貸借契約書の写し
- (6) その他変更の承認申請の審査のために必要な書類

様式第10号（第13条関係）

年　月　日

山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金実績報告書

(宛先) 山形市長

(交付決定者) 住所（又は主たる事務所の所在地）

氏名又は名称

電話番号

年　月　日付け　　第　　号をもって交付決定があつた山形市準学生寮家賃
低廉化事業費補助金（上半期・下半期）について、関係書類を添付して下記のとおりその実績
を報告します。

記

1 準学生寮の名称

準学生寮の所在地

2 交付決定額　　円

3 家賃低廉化実績額　　円

(添付書類)

(1) 家賃低廉化実績明細書（別記様式第11号）

(2) 入居者からの家賃として徴収した金額が家賃低廉化後の金額であることが確認できる書
類

様式第11号（第13条関係）

家賃低廉化実績明細書

交付決定者			準学生寮の 名称		
部屋 番号	入居者氏名	契 約 家賃額(円) A	入居者 負担額(円) B	補助対象月数 C	補助対象金額 (円) D = (A - B) × C
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
				か月 年 月から 年 月まで	
E : 家賃低廉化実績額 (補助対象金額 (D) の合計で千円未満を切り捨てた額)					

**山形市準学生寮家賃低廉化事業費補助金交付申請の手引
(令和6年度版)**

令和6年4月1日 改訂

山形市まちづくり政策部住宅政策課

〒990-8540 山形市旅籠町二丁目3番25号

電話：023-641-1212（内線470）

E-mail : kensetsu@city.yamagata.yamagata.lg.jp